様式第２号（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自立支援医療（育成医療）意見書 | | | | | | | | | |  |
| フリガナ | |  | | | | 年齢 | | | 生年月日 |  |
| 受診者氏名 | |  | | | |  | | |  |
| 受診者住所 | |  | | | | | | | |
| 病名 | |  | | | 発症年月日 | |  | | |
| 障害の種類  （該当するものに○をつける。） | | (1) 肢体不自由　　　　　　　　　　　(2) 視覚障害　 (3) 聴覚・平衡機能障害  　(4) 音声・言語・そしゃく機能障害 　(5) 心臓機能障害　 (6) 腎臓機能障害  　(7) 小腸機能障害　(8) 肝臓機能障害　(9) その他内臓障害　(10) 免疫機能障害 | | | | | | | |
| 具体的な障害の状況 | | の状態であり，  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　障害を有する  身体障害者福祉法第４条別表に規定する（　　　　　）と同程度の  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　障害を残すおそれがある  　※裏面を参照の上（　）に番号を入れ，１又は２に○印をつけてください。 | | | | | | | |
| 医療の  具体的方針 | |  | | | | | | | |
| 治療後における  障害の回復状況  の見込み | |  | | | | | | | |
| 治　　　　療 | 治療開始日 | | 年　　　　月　　　　日 | | | | | | |
| 治療  見込期間※ | | 入院治療期間  通院治療回数及び期間　　　　　　　　回  訪問看護予定回数及び期間　　　　　　回 | | | | | 日間  日間　　 通算　　　　　日間  日間 | |
| 医療費  概算額 | | 入院治療費　　　　　　　　　　　　　円  通院治療費　　　　　　　　　　　　　円　　　　　　　計　　　　　　　　　円  訪問看護等　　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | |
| 移送費見込額 | | | 円 | 医療費及び  移送費合計額 | | | | 円 | |
| 上記のとおり診断し，その医療費及び移送費を概算いたします。  　　年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　指定自立支援医療機関名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当医師名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | | | | |

※　治療見込期間は，原則３月以内です。特に必要と認める場合に限り，１年以内の期間となります。

ただし，経過観察や検査のみの入院及び通院は対象になりません。

■**身体障害者福祉法第４条別表及び身体障害者福祉法施行令（昭和２５年政令第７８号）第３６条抜粋**

１　次に掲げる視覚障害で，永続するもの

(1)　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常がある者については，矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ０．１以下のもの

(2)　一眼の視力が０．０２以下，他眼の視力が０．６以下のもの

(3)　両眼の視野がそれぞれ１０度以内のもの

(4)　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

２　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で，永続するもの

(1)　両耳の聴力レベルがそれぞれ７０デシベル以上のもの

(2)　一耳の聴力レベルが９０デシベル以上，他耳の聴力レベルが５０デシベル以上のもの

(3)　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が５０パーセント以下のもの

(4)　平衡機能の著しい障害

３　次に掲げる音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障害

(1)　音声機能，言語機能又はそしゃく機能の喪失

(2)　音声機能，言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で，永続するもの

４　次に掲げる肢体不自由

(1)　一上肢，一下肢又は体幹の機能の著しい障害で，永続するもの

(2)　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の２指以上をそれぞれ第１指骨間関節以上で欠くもの

(3)　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

(4)　両下肢のすべての指を欠くもの

(5)　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の３指以上の機能の著しい障害で，永続するもの

(6)　１から５までに掲げるもののほか，その程度が１から５までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

５　心臓，じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で，永続し，かつ，日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

６　法別表第５号に規定する政令で定める障害は，次に掲げる機能の障害とする。

(1)　ぼうこう又は直腸の機能

(2)　小腸の機能

(3)　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

(4)　肝臓の機能

**意見書（表面）に記入される場合は，１－(3)のように記載してください。**